

プラットフォーム労働者、労働人権議論が急がれる理由

2019年7月22日

[開かれたラジオ YTN]

■放送：YTN ラジオ FM 94.5 (20:20~21:00)

■放送日：2019年7月20日(土曜日)

■進行：キム・ヤンウォン PD

■対談：キム・ジョンジン 韓国労働社会研究所副所長

◇キム・ヤンウォン PD：プラットフォーム・サービス、プラットフォーム労働者。最近このような言葉がたびたび聞かれるでしょう。四次産業時代に入って、こうした新しい市場と労働者が生れているということです。最近登場しただけに、これに付随する問題も同時に登場しています。今日はプラットフォーム労働者について詳しく知る時間を用意しました。韓国労働社会研究所のキム・ジョンジン副所長にいただきました。こんにちは。

◆キム・ジョンジン 韓国労働社会研究所副所長：はい、こんにちは。

◇キム・ヤンウォン：プラットフォーム労働者というと、直ぐに思い出されるのが、最近になってよく話題になっていますが、配達労働者。この労働者たちを通じて私たちはプラットフォーム労働者に接することになるのですが。プラットフォーム労働者、正確にはどのように定義し、区分しなければならないのでしょうか？

◆キム・ジョンジン：プラットフォーム労働者は、ここ2~3年前から全世界的に広がっている言葉です。法律的な用語ではありませんが、政策的、産業的に規定されています。業務を行うのに、オンライン、オフライン・サービスを併行して、サービスや製品、商品を提供して所得を得ることをプラットフォーム労働と言っています。この産業が活性化して、プラットフォーム経済というようになっています。主に配達労働者が多いのですが。私たちの日常では、食品の配達。最近では電話で直接連絡しないで、スマートフォン・アプリケーションによって配達を注文をするでしょう。このような配達仲介業を通じて受け取っていますが、最近では家事サービスや食品の配達業も活性化しています。

◇キム・ヤンウォン：そうですね。先月ですが、韓国雇用情報部が発表した統計を見ました。我が国で働いているプラットフォーム労働者の数を47万人から最大54万人のレベルと推算しました。私はこれを見て思ったより多いと思いました。どうですか？

◆キム・ジョンジン：我が国でオンラインや配送、配達業が活性化しているのを見ると、約54万人という規模は過小に推算されていると話しています。このプラットフォーム労働を国際労働機構(ILO)は、ウェブ、オンラインを通して専門とする人たち、主に翻訳やITの業務を行う人たち、配送・配達、ウーバータクシーに乗せる人たちのような地域での運送業と、大きく区分しています。今回、韓国雇用情報部が54万人と推計した仕事の大部分は配送・配達がほとんどです。オンラインの方は捕捉できないのですが、ヨーロッパと比較すると、ヨーロッパは平均就業者の2~3%なので、我が国が54万人とすれば2.5%になります。少なくとも2~3倍は多いと推定していて、今回の調査よりもっと多いでしょう。このように見えています。統計庁は本格的にプラットフォーム労働の統計を採ると言っています。

◇キム・ヤンウォン：それならおおよその見当で、雇用情報部の統計は50万人ですが、今副所長がおっしゃった通りにもう少し多めに推定すると、何人程になるのでしょうか？

◆キム・ジョンジン：100~150万人はなるだろうと、学界では推定しています。

◇キム・ヤンウォン：そうですね。これが産業形態の変化によって生じている新しい勤労形態なので、今後ますます増えるのではないかと、このように考えますね。

◆キム・ジョンジン：今のプラットフォーム労働は、私たちの目に見える、今までにあった産業しか見えていないのですね。配送・配達、家事サービスから更に拡大されています。多くの人が社会活動しながら名刺のやり取りをしていますね。最近、A社では名刺を受け取ると自動的にデータベース化されて確認できるのだそうです。それに従事する人が何と8000人です。一つの会社だけで。このように、今までなかった産業が活性化しています。更に、会社では領収書を総務課の事務室に提出すれば、その費用を受け取れるでしょう。領収書を一つ一つに計算して付けて。ところが今は、これもプラットフォームでやっています。領収書をスマートフォンで写せば、自動でデータベース化されて、ちゃんと計算してくれる会社も増えています。すなわち、以前には存在しなかった産業・経済が活性化して、そこで働く人がさらに増えています。産業構造の技術発展に伴ってプラットフォーム労働が更に広がる。これが私たちの社会に役に立つのか、労働者には役に立つのか、顧客にはどんな助けと制度的な必要性があるのか、が議論されているところです。

◇キム・ヤンウォン：では、私たちが議論しようとしていることについて話しましょう。このように、プラットフォーム労働者の数が引き続き急速に増えていけば、どうしても労働権や人権に対する話に触れなければならないでしょう。なぜなら先ほど言われたように、この人たちの雇用形態は今までとは違うでしょう。一つの会社に所属しているのではなく、自営業やフリーランサーとか、このようなケースが多いのですが。どうでしょう？

◆キム・ジョンジン：最も大きな問題になるのは、伝統的な勤労契約を締結していた勤労者の身分が、すべて適用されないことです。代表的には退職金がなく、休日・休暇手当がなく、仕事中に怪我をしても労働災害の補償が適用されない。こうした勤労基準法の適用を受けられない労働権の問題が一つあります。もう一つは、社会的安全ネットの恩恵も受けられません。ここで社会的安全ネットというのは、代表的には働き口を失った時の失業給付や雇用保険、健康保険、国民年金などの社会保険が適用されないなど、最も大きな問題として労働人権の面から議論されています。最近ではデジタル健康の問題も全世界的に広がっています。我が国でも今広がっているのですが。オンライン、ユーチューブなどで、嫌悪、殺人、何才未満は見てはいけないものなどにはモザイクを掛けているでしょう。こういう仕事を現在は多くの人がしているのですが、1年365日、嫌悪にモザイクを掛けるだけの仕事を考えてみてください。

◇キム・ヤンウォン：そのような仕事をする人たちもいますね。

◆キム・ジョンジン：このような人たちの精神的ストレス、トラウマが激しくて、ヨーロッパでは労働人権と関連して、デジタル健康問題についても深刻に考え、ILOも鋭意注視しています。

◇キム・ヤンウォン：そうですね。最近私もユーチューブでクリエイターとして活動する人たちのバーンアウト(燃え尽き)現象を知っています。これが時間と場所を区分せずに働くことができる職業だからなのでしょう。そうになると、ほとんど休むことができないのです。

◆キム・ジョンジン：プラットフォーム労働が時には仕事と暮らしの均衡の問題にもなります。家でも、あるいはカフェでも、気楽にすることができるとしても、これが色々なことを同時にしたりして、報酬を絶えずオンラインするので、むしろもっと長時間働いているということが、統計的に出ています。

◇キム・ヤンウォン：そうなのです。仕事と休みの境界がなくなる、そんな仕事をする人たちですね。また一つ、収益的な面から見ても、私たちが以前に自営業、フリーランサーといった話をしましたが、これが個人間の競争だと見ると、価格競争によって、むしろ伝統的な労働者よりも経済的な面からも低賃金で働いているのではないかと、こういう指摘もありました。

◆キム・ジョンジン：代表的には、プラットフォーム労働では一部少数の高熟練労働と多数

の低熟練・低賃金労働が活性化しています。中間水準の、学術的な用語では中範囲水準の働き口がどんどん消えているといわれています。多くのプラットフォーム労働では低賃金の働き口が多くて、一件当りのプログ登録が実績になりますね。私たちが日常的にたくさん受け取っているA社の明け方宅配、一件当たり、平日は800ウォンですが、明け方は1100ウォンですね。すると10時間やっても3万ウォンから4万ウォン程です。所得税の3.3%を引くと3万ウォン前後ですね。8~10時間は仕事をしていると言いました。すると果たしてこれが、私たちが表現する通りに、熱心に仕事をしただけを受け取れているのかというと、そうではありませんね。市場競争が激しくて、そこで仕事をする人たちが集まって見たら、実際には、個人の競争によって、単価も需要と供給によって、低賃金にならざるを得ませんが、企業たちはこれを積極的に利用しています。また個人の手数料も、これには標準単価がありません。そのようにみると、一部企業は20~30%まで手数料を多めに請求していて、適正標準手数料率も議論になりました。そして低い賃金に集中する問題も、どのように社会や国、企業の利潤を共有するのか、このような問題が本格的に議論されているという状況です。

◇キム・ヤンウォン：そうですね。私たちはこのようにプラットフォーム労働者の労働権について今話をしているのですが、実際、我が国ではプラットフォーム労働者を事業者と規定していて、労働権の保護を受けられないケースが大部分ですね。では、海外はどうですか？

◆キム・ジョンジン：今、プラットフォーム労働者の法的な地位の保護に関しては、二種類のモデルがあります。フランスが2010年に世界で最初に法律が発議され、2018年にプラットフォーム労働者に労働者と同じ法的な地位を与えるようにした最初の国です。同一の勤労基準法を適用して、社会保障もするようにしました。昨年からの施行なので、関心を持って見えています。また他の種類の国はドイツです。ドイツの場合は法で決めるより、これらの処遇や標準単価をどのように設定するか、契約上の紛争が起きた時にはどうするか、使用者企業と政府、従事者が集まって解決します。こういう二つのモデルが議論されています。我が国でも、労働界はフランスのモデルを積極的に支持していますが、使用者はそういうのは負担になるとして、ドイツのように社会的な合意を通じて、適正単価、最低賃金水準の給与などを調整する方向が議論されている状況です。

◇キム・ヤンウォン：そうですね。すると現在我が国では、このようなプラットフォーム労働者が自らの権利を守れるような社会的な制度はないのですか？

◆キム・ジョンジン：今現在、労働界の一部ではプラットフォーム労働連帯という自主団体が作られて、自分たちの声を政府に要求する組織を作った状態です。マスコミを通して少し知らされましたが、ライダーユニオンとか。

◇キム・ヤンウォン：はい、私どもにも一回出ていただきました。

◆キム・ジョンジン：彼らが配達に関連した限定された業種に関して、自己理解をしているところです。今現在はプラットフォーム従事者が伝統的な労働者と同じ要求ができる組織や身分的な地位、そういったものは存在していません。例外的に政府が産業安全保健法を改正して、配達従事者の労働災害に関したことは何とかしてくれるような法律を通過させた状態です。

◇キム・ヤンウォン：それでも何かと議論がされてはいますね。

◆キム・ジョンジン：我が国は、社会的な問題点については非常に早い方ですね。感情労働も世界で最初に法律を作った国です。

◇キム・ヤンウォン：そうですね。最後ですが、現在このようなプラットフォーム市場が活性化している中で、それでは私たち労働者が健康に仕事をするために必要な装置、どんなことがあるでしょうか？

◆キム・ジョンジン：私たちがスマートフォンを拒否できないように、プラットフォーム労働経済も実際にはもう全世界的な流れですね。そうなら、良質の働き口、それなりの働き口に変わることが非常に重要でしょう。そして適正標準契約、社会的安全ネット、そして最小限の労働者と同じ健康権の保護、こういったものを立法的に先進的にする必要があります。と思います。

◇キム・ヤンウォン：同感です。プラットフォーム労働のサービスが良い働き口、それなりの働き口だと認識されること。早くそうなれば良いですね。そのために、法と制度が早く足並みを揃えられれば良いですね。副所長さん、今日のお話はここまでにします。

◆キム・ジョンジン：はい、ありがとうございます。